

福岡市地域主体の生活交通確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（平成22年福岡市条例第25号。以下「条例」という。）に基づく施策として、公共交通が不便な地域における生活交通の確保に向けた地域主体の取組に対して補助金を交付するにあたり、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例第2条に定めるところによる。

- 2 前項に定めるもののほか、この要綱における「協議会」とは、地域の生活交通を確保することを目的とする地域住民等からなる組織であり、次の各号のいずれにも該当する組織をいう。
- (1) 組織の構成員は、原則として地域住民等であること。
 - (2) 生活交通を確保しようとする区域が、一体的な検討の必要があり、かつ、一団のまとまりのある区域であること。
 - (3) 地域を代表して生活交通の確保に向けた活動を行う組織として、自治協議会等地域の主要な団体が賛意を表明していること。
 - (4) 地域住民等に活動内容や成果を周知し、意見を聴きながら地域の生活交通確保の取組みを推進しようとするもの。
 - (5) 自立的・持続的な生活交通の確保と活用に向けた主体的な取組みを行うことを目的とした組織であること。

(公共交通不便地に準ずると市長が認める地域)

第3条 この要綱において、条例第2条第8号ウに定める「公共交通不便地に準ずると市長が認める地域」とは、次の各号のいずれかに該当する地域をいう。

- (1) バス停又は鉄道駅のうち最も近いものとの標高差が概ね40メートル以上となっている地域（公共交通空白地及び公共交通不便地を除く。）
- (2) バス停又は鉄道駅のうち最も近いものへの経路について、迂回を要する又は前号に定める地域に準ずる勾配がある等、公共交通が不便と考えられる地域であって、地域住民が生活交通の必要性を認識し、協議会を組織している地域（公共交通空白地、公共交通不便地及び前号に定める地域を除く。）

(補助対象事業)

第4条 市長は、協議会又は公共交通事業者に対し、公共交通空白地等における生活交通の確保に向けた取組について、必要と認める場合は、次の各号に掲げる事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 生活交通の確保に向けた調査、検討その他市長が特に必要と認める活動
- (2) 前号に基づき実施する試行運行

(補助の要件)

- 第5条** 前条第1号の事業の実施に当たっては、主な事業地域内の全ての自治会又は町内会の同意が得られていなければならない。
- 2 前条第2号の事業の実施に当たっては、運行路線の沿線地域内の全ての自治会又は町内会の同意が得られ、かつ、補助事業として実施することについて、条例第12条に基づく福岡市地域公共交通会議において協議が調つていなければならない。
- 3 前条第2号の事業は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく許可を受けた一般旅客自動車運送事業により実施するものとし、原則として既存のバス路線と重複するものでなく、かつ、商業施設や病院等の立地や公共交通機関の状況を踏まえた必要最小限の地域において実施するものとする。
- 4 前条第2号の事業は、事業完了後においても、一般旅客自動車運送事業の実施が見込まれるものとする。

(補助対象事業者)

- 第6条** 補助対象事業者は、第4条第1号の事業については公募による協議会、同条第2号の事業については公共交通事業者とする。

(補助金の額等)

- 第7条** 補助金の額は、別表に定める補助対象経費の額とし、補助対象経費は、別表に定める限度額を超えない額とする。
- 2 補助対象事業期間の限度は、別表に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定に関わらず、市長が特に必要と認める場合においては、第4条第1号の事業については2年、第4条第2号の事業については6月をそれぞれ限度として、補助対象事業期間を延長できるものとする。
- 4 補助事業の認定に当たっては、公共交通空白地、公共交通不便地及び第3条第1号に規定する地域における取組を優先するものとする。

(交付申請)

- 第8条** 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付して、様式第1号により市長に申請しなければならない。
- (1) 補助対象事業に関する事業計画書及び収支計画書
 - (2) 主な活動地域内の全ての自治会又は町内会の同意書
 - (3) 第4条第1号の事業については、規約及び役員名簿
 - (4) 第4条第2号の事業については、運行路線の沿線地域内の全ての自治会又は町内会の同意書及び試行運行後の本格運行に関する計画書
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

- 第9条** 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適當と認めるときは、補助金の交付決定を行い、様式第2号により補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」と

いう。) に通知する。

(交付決定の変更申請)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、軽微なときを除き、あらかじめ様式第 3 号により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の変更)

第 11 条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、適當と認めるとときは、補助金の交付決定を変更し、様式第 4 号により補助事業者に通知する。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業期間の終了後、速やかに様式第 5 号を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 13 条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業が適正に執行されていると認めるときは、補助金の交付額を確定し、様式第 6 号により補助事業者に通知する。

(交付請求)

第 14 条 補助事業者は、市からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 7 号により請求することができる。

(補助金の交付)

第 15 条 市長は、第 9 条により確定した補助金を前条による補助事業者からの請求に応じて交付するものとする。

(暴力団の排除)

第 16 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金の交付決定をしないものとする。

- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(雑則)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

この要綱は、平成25年 3月1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

なお、この要綱に基づく施策において、事業の必要性や公益性について検証を行った結果、事業の継続が必要と認められる場合においては、この要綱の終期について延長できるものとする。

別表（第7条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助対象経費の限度	補助対象事業期間の限度
第4条 第1号の事業	調査、検討その他市長が特に必要と認める活動に必要と認める額	単年度につき50万円	3年
第4条 第2号の事業	試行運行の実施に必要と認める経費と試行運行の実施により得られた収入の差額	試行運行の実施に必要と認める経費に2分の1を乗じて得た額と300万円のうちいずれか少ない額	6月